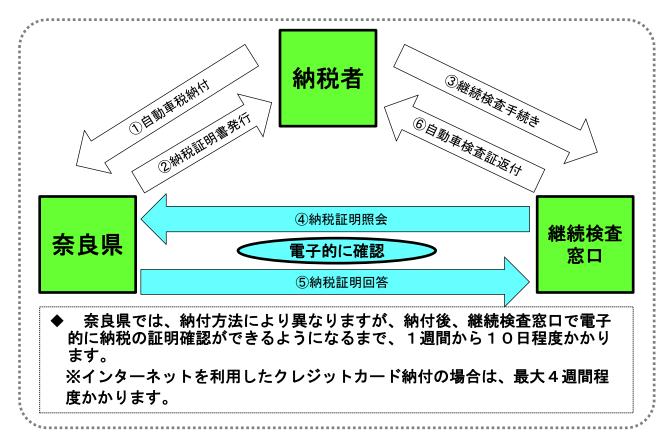
## 継続検査窓口で電子的に自動車税の納税の証明確認ができます!(平成27年4月から)

- ① 自動車の継続検査時における自動車税の納税の証明確認に ついては、継続検査窓口で納税証明書を提示する方法に加え て、電子的に自動車税の納税の証明確認ができるようになり、 継続検査窓口において納税証明書を提示しなくても、自動車 検査証の返付を受けられます。
- ② 自動車税の納付後すぐに継続検査を受けられる場合は、これまでどおり継続検査窓口で納税証明書を提示して頂く必要があります。
- ③ 自動車税が未納の場合などは、これまでどおりの取り扱いとなります。詳しくは、お問い合わせください。
- ※一部の県では電子化される時期が異なります。



## お問い合わせ先

奈良県自動車税事務所

自動車税第1課 0743-51-0081 (郡山総合庁舎内) 自動車税第2課 0743-57-0300 (奈良運輸支局構内)